

産地発展促進事業実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、「みやぎ園芸特産振興戦略プラン（令和3年3月策定）」で定める県戦略品目（園芸品目に限る。）等の産地発展に向け、県内の農業者団体等が行う産出額の拡大に寄与する装置・機械・施設の整備等に関する事業の計画を知事が認定し、その事業に要する経費について一部を補助するとともに、当該事業計画を総合的に支援することにより、全国的に認知される園芸品目を育成し、本県農業振興の一助となるため実施する、産地発展促進事業費補助金（以下「本事業」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領において知事が認定する事業実施計画を「産地発展促進事業実施計画」（以下「事業実施計画」という。）という。

(事業の内容)

第3 本事業の事業実施主体、事業内容、採択要件等は、産地発展促進事業実施要領（以下「要領」という。）別表のとおりとする。

2 本事業の交付対象は産地発展促進事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第2のとおりとする。

(申請)

第4 本事業に基づく事業実施計画認定を希望する事業実施主体（以下「申請者」という。）は、別記様式1号により知事に申請を行うものとする。

2 前項の規定による申請の提出期限は、知事が別に定めるものとする。

(事業審査会の設置)

第5 知事は、事業実施計画の評価に当たって、事業審査会（以下「審査会」という。）を設置するものとし、審査会の設置に関しては、知事が別に定めるものとする。

(評価)

第6 知事は、第4の申請を受理したときは、速やかに内容を調査し、その審査を審査会に依頼するものとする。

2 審査会は、前項の規定により依頼を受けた場合は、次に掲げる事項について審査し、その結果を知事に通知するものとする。

- (1) 事業計画の妥当性
 - イ 計画が具体的で実現可能なものであり、事業計画を遂行できる体制（関係機関との連携が図られる体制）であること。
 - ロ 目標達成の施設・機械等の整備計画が適切であること。
 - ハ 計画が長期にわたり継続可能な内容であること。
- (2) 事業内容及び効果
 - 園芸産出額の向上等の産地発展に寄与する取組であること。
- (3) その他必要と認められる事項

(認定)

第7 知事は、第4の規定により申請があった場合は、第6第2項の規定による審査結果を参考に、認定することが適当であると認められるときは、認定書を申請者に交付し、認定することが適当でないと認めるときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(支援施策等)

第8 第7の規定により知事の認定を受けた申請者（以下「認定事業実施主体」という。）は、産地発展促進事業費補助金の交付を受けることができるものとする。

(事業の着手)

第9 事業の着手（機器・機械等の発注を含む。）は、原則として、当該事業に係る補助金の交付決定後に行うものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上でやむを得ない事情により、補助金の交付決定前に着手する場合には、認定事業実施主体は、あらかじめ知事の適正な指示を受けるとともに、その理由を明記した補助金交付決定前着手届を知事に提出するものとする。この場合、認定事業実施主体は、当該補助金交付決定の通知までのあらゆる損失等は、自らが負担することを了知の上で行うものとする。

2 認定事業実施主体は、補助金の交付決定前に事業に着手した場合には、補助金交付申請書に着手年月日を記入するものとする。

(事業の指導推進)

第10 知事は、事業の円滑かつ適正な推進を図るため、認定事業実施主体等との間に緊密な連携を図りながら、みやぎ園芸特産振興戦略プランやその他の計画、事業との整合性及び関連に配慮するとともに、必要な指導及び助言を行うものとする。

2 地方振興事務所は、農業改良普及センター等関係地方機関及び関係農業団体との緊密な連携の下に、事業の円滑かつ適正な推進に努めるものとする。

(事業計画の変更等)

第11 認定事業実施主体は、認定を受けた事業実施計画の内容を変更する場合においては、要綱第5（1）の規定により知事の承認を受けるものとする。ただし、変更が要綱別表の重要な変更の欄に掲げる以外の軽微な変更であって、事業実施計画全体に著しい変更を及ぼさない場合は、この限りでない。

2 認定事業実施主体は、事業実施計画を中止し、又は廃止する場合においては、要綱第5（2）の規定により知事の承認を受けるものとする。

3 知事は、第7の規定により認定を受けた事業実施計画に虚偽の記載があった場合又は当該認定を受けた事業実施計画に従って事業が行われていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(事業遂行状況に対する助言及び調査)

第12 知事は、要綱第6の規定による報告を受け事業実施計画に遅れや問題が生じていると認めるときは、当該認定事業実施主体に対し助言等を行うことができるものとする。

2 知事は、特に必要と認めた場合には、認定事業実施主体に対して、遂行状況等を明らかにする

ために、関係帳簿その他必要な書類の調査を行うことができるものとする。

（事業実施状況の報告等）

第13 認定事業実施主体は、要綱第11の規定により、当該年度における事業実施状況を知事に報告するものとし、知事は、その内容を踏まえ必要に応じて、事業実施主体を指導できるものとする。

（書類の提出経由）

第14 この要領により知事に提出する書類は、事業を所轄する地方振興事務所又は地域事務所を経由するものとし、地方振興事務所長又は地域事務所長は、必要に応じて写しを取って保管するものとする。

2 事業実施箇所が複数の圏域にまたがる場合は、その主たる事業実施箇所を所轄する地方振興事務所又は地域事務所を経由するものとする。

（その他）

第15 この要領に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項については、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成29年5月18日から施行し、平成29年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和元年5月7日から施行し、令和元年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和3年10月7日から施行し、令和3年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和4年3月18日から施行し、令和4年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和6年3月19日から施行し、令和6年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和7年3月26日から施行し、令和7年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表（第3関係）

産地発展促進事業費補助金の交付対象となる事業内容、採択要件等

事業の名称	事業実施主体	事業実施計画の内容	事業内容	採択要件
産地発展促進事業費補助金	1 農業協同組合法（昭和22年法第132号）に規定する農業協同組合又は農業協同組合連合会 2 集落営農組織（農業生産法人化計画を有するものに限る。） 3 その他の営農集団（認定農業者又は認定新規就農者を含む3戸以上の農家の組織する団体で、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものに限る。） 4 農業法人 ただし、事業内容が種苗費支援事業の場合に限る。	みやぎ園芸特産振興戦略プランで定める県戦略品目（園芸品目に限る。）等の産地発展に寄与する取組に必要な装置、機械、施設等の整備、産地発展の体制整備、販売促進に向けた取組及び種苗の導入等について記載するもの	1 整備事業 事業計画の達成に必要と認めた装置、機械及び施設等の導入 ※導入機器を既存の機器と接続するためのアタッチメント等に要する経費を含む。 2 推進事業 事業計画の達成に必要と認めた体制整備及び販売促進に向けた取組等（飲食に関する経費を除く。） ※ただし、整備事業と併せて実施するものに限る。	以下の要件を全て満たした事業実施計画を策定していること。 1 県戦略品目（園芸品目に限る。）の産地発展に向けた取組であること 2 市町村、関係農業団体等の関係機関と連携を図りながら産地活性化に配慮した取組であること 3 対象品目について、補助事業年度を含む3年間の作付面積、10アール当たり収量、販売額の具体的目標を設定し、その目標達成により、いずれかで補助事業の前年度よりおおむね10%以上の増加が見込まれること
			3 種苗費支援事業 園芸品目等の面積拡大等（※）に必要な種苗の導入 ※面積が減少する園芸品目がある場合は、減少面積を差し引いた面積を補助対象とする。 ※補助事業年度の4月1日から3月15日までに納品、支払いされるものを対象とする。 ※園芸品目以外にも園芸産地の発展に資すると認められる品目（畑わさび等）は対象とする。 ※いちごの場合、多収性品種「にこにこベリー」への品種転換に必要な親株苗の導入も対象とする。 ※農業協同組合又は農業協同組合連合会が事業実施主体となり、生産者の園芸品目等の面積拡大等に必要な種苗費を助成する取組も対象とする。	以下の要件を全て満たした事業実施計画を策定していること。 1 園芸産地の発展に向けた取組であること 2 市町村、関係農業団体等の関係機関と連携を図りながら産地活性化に配慮した取組であること 3 対象品目について、補助事業年度を含む3年間の作付面積、10アール当たり収量、販売額の具体的目標を設定し、その目標達成により、いずれかで補助事業の前年度よりおおむね10%以上の増加が見込まれること 4 補助事業の活用により、露地園芸品目の場合10アール以上の面積拡大、施設園芸品目の場合5アール以上の面積拡大、いちご多収性品種「にこにこベリー」への品種転換の場合5アール以上の品種転換が見込まれること